地下貯蔵タンク等の定期点検（漏れ点検）

地下貯蔵タンク等

- 地下貯蔵タンク → １年以内に１回（下記に該当しない場合）
- 新設及び既設の製造所等
  - 完成検査（設置・交換）を受けた日から１５年を超えないもの → ３年以内に１回
  - 二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻 → ３年以内に１回
  - 危険物の漏れを覚知し、その漏えい拡散を防止するための措置が講じられている場合 → 告示第７１条第４項（１と２は　かつ）
    1　危険物の漏れを次のイ又はロにより確認すること。
    イ　次号に掲げる区画内に設けられた漏えい検査管により、１週間に１回以上危険物の漏れを確認していること。
    ロ　危険物の貯蔵又は取扱い数量の１００分の１以上の精度で在庫管理を行い、１週間に１回以上危険物の漏れを確認していること。
    2　タンク室その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンクの周囲に設けられていること。ただし、内面に腐食を防止するためのコーティングを講じた地下貯蔵タンクにあっては、この限りでない。 → ３年以内に１回
- 既設の製造所等
  - （注）総務省令第１４３号改正附則第３項（平成１６年４月１日までに許可申請されたものに限る）
  - １号：漏えい検査管により、１週間に１回以上危険物の漏れを確認していること。（かつ）・電気防食の措置が講じられていること。又は・タンクが設置条件下で「腐食するおそれがないもの」。 → ３年以内に１回
  - ２号：漏えい検査管により、１週間に１回以上危険物の漏れを確認していること。（かつ）貯蔵又は取扱い数量の１００分の１以上の精度で在庫管理を行うことにより１週間に１回以上危険物の漏れを確認していること。（かつ）所有者等は、危険物の在庫管理に従事する者の職務及び組織、当該者に対する教育、在庫管理の方法、危険物の漏れが確認された場合に取るべき措置に関することその他必要な事項の計画を定め市長村長に届け出ること。 → ３年以内に１回
- 二重殻タンクの内殻 → 漏れの点検をしなくてもよいタンク及び部分
- 危険物の微少な漏れを検知し、その漏えい拡散を防止するための告示で定める措置が講じられているもの
- 二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻のうち、地下埋設タンク等との間げきに危険物の漏れを検知するための液体が満たされているもの

  → 告示第７１条第３項（１と２は「かつ」）
  1　直径０．３ミリ以下の開口部からの危険物の漏れを検知することができる設備により常時監視していること。
  2　タンク室その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンクの周囲に設けられていること。ただし、内面に腐食を防止するためのコーティングを講じた地下貯蔵タンクにあっては、この限りでない。
  → 漏れの点検をしなくてもよいタンク及び部分

地下埋設配管に係る定期点検（漏れ点検）

地下埋設配管

→ 地下埋設配管 → １年以内に１回（下記に該当しない場合）

新設及び既設の製造所等

→ 完成検査（設置・交換）を受けた日から１５年を超えないもの → **３年以内に１回**

→ 危険物の漏れを覚知し、その漏えい拡散を防止するための措置が講じられている場合 →

告示第７１条の２第３項（１と２は　かつ）

１　危険物の漏れを次のイ又はロにより確認すること。

イ　次号に掲げる区画内に設けられた漏えい検査管により、１週間に１回以上危険物の漏れを確認していること。

ロ　危険物の貯蔵又は取扱い数量の１００分の１以上の精度で在庫管理を行い、１週間に１回以上危険物の漏れを確認していること。

２　さや管その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下埋設配管の周囲に設けられていること。ただし、当該配管に電気防食の措置が講じられている場合又は当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

→ **３年以内に１回**

既設の製造所等

（注）総務省令第１４３号改正附則第３項（平成１６年４月１日までに許可申請されたものに限る）

１号	漏えい検査管により、１週間に１回以上危険物の漏れを確認していること。 （かつ） ・電気防食が講じられていること。 又は・地下埋設配管が設置条件下で「腐食する恐れがないもの」。
２号	漏えい検査管により、１週間に１回以上危険物の漏れを確認していること。 （かつ） 貯蔵又は取扱い数量の１００分の１以上の精度で在庫管理を行うことにより１週間に１回以上危険物の漏れを確認していること。 （かつ） 所有者等は、危険物の在庫管理に従事する者の職務及び組織、当該者に対する教育、在庫管理の方法、危険物の漏れが確認された場合に取るべき措置に関することその他必要な事項の計画を定めて市長村長に届け出ること。

→ **３年以内に１回**

→ 危険物の微少な漏れを検知し、その漏えい拡散を防止するための措置が講じられている場合 →

告示第７１条の２第２項（１と２は「かつ」）

１　直径０．３ミリ以下の開口部からの危険物の漏れを検知することができる設備により常時監視していること。

２　さや管その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下埋設配管の周囲に設けられていること。ただし、当該配管に電気防食の措置が講じられている場合又は当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

→ **漏れの点検をしなくてもよい配管部分**